

動物愛護週間

9月20日～26日



たつの市 環境課 (☎64・3150)
兵庫県動物愛護センター 龍野支所 (☎63・5146)

保護犬、保護猫の譲渡について

動物愛護センター・龍野支所では、県内にお住まいで、地域の模範的な飼い主になっていただける方を対象に、保護した犬、猫を譲渡しています。保護犬、保護猫に興味のある方は、動物愛護センター・龍野支所までご連絡ください。

ペットを飼っている方へ

もしも自分に何かあったら…年齢にかかわらず、突然の出来事で万が一飼えなくなることは誰にでも起こりうることです。自分とペットのためにも、準備することはとても大切です。

《突然の出来事への備え》

- ① ペットの世話を頼むことができる信頼のできる預け先を決めておく。預ける準備と練習をする。
 - ② ペットの世話を依頼する専門の業者を見つけておく。
 - ③ 新たな飼い主を探しておく。
 - ④ 不妊手術の実施やかかりつけ病院を決めておく。しつけやお手入れ等基本的な動物の管理をしておく。
- これらの備えに利用できる民間事業者もあります。



相談してみよう

犬、猫等ペットについて疑問や悩み等がある場合は、動物愛護センター・龍野支所や環境課へ相談するのも一つの方法です。



- ・動物病院
 - ・ペットホテル
 - ・ドッグトレーナー
 - ・老犬、老猫ホーム
 - ・動物愛護団体等
- いざという時のために、調べておくことをお勧めします。

ペットが迷子の際には

すぐにお近くの動物愛護センターと警察署に連絡してください。



▼動物愛護センター・龍野支所
☎63・5146
▼たつの警察署 会計課
☎63・0110

マイクロチップについて

令和4年6月1日に「改正動物愛護管理法」が施行され、販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられました。マイクロチップが装着された犬や猫を家族に迎え入れた飼い主は自分の住所や氏名、電話番号を専用のサイト「犬と猫のマイクロチップ情報登録」で変更登録する必要があります。

また、現在飼われている犬や猫、人から譲り受けた犬や猫については、マイクロチップ装着は努力義務となります。

外の景色を見渡すことができ、窓、そしておもいつきり爪とぎができる柱等を備え、猫が快適に暮らせるよう工夫を凝らしています。



猫の屋内飼養のメリット

屋外にはいわゆる野良猫がおり、けんか等接触することとさまざまな病気がうつるリスクがあります。また、交通事故等にあうこともありま。屋内で飼養することはそれらの危険を避け、また猫の体調を観察しやすく、猫にとっても飼い主にとっても安心安全なことです。一方、地域では、飼い猫を屋外に出すことで猫アレルギーの隣人に迷惑をかけているかもしれません。外でトイレをして花壇を荒らしている可能性もあります。地域のためにも猫のためにも屋内で飼育するメリットは大きいといえるでしょう。

猫とのふれあい

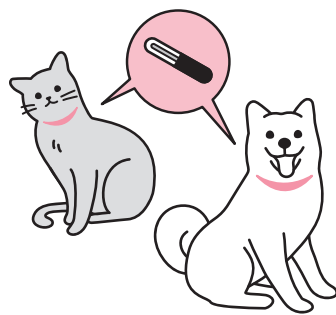
啓発棟猫の屋内飼養モデルルームでは、猫とふれあうことができます。

火・木・日
10時30分～11時30分
14時～15時
※祝日の火・木はお休み
人数が多い日は人数制限あり

これから猫を飼いたいと思っている方！猫に触れてみたい方！ただただ猫が好きの方！屋内飼養モデルルームに興味のある方！是非お越しください。一般家庭でできる屋内飼養の工夫やアイデアがたくさんあります。龍野支所モデル猫が待っています。



地震などの災害によりペットと離れ離れになった場合や、ペットが迷子になった場合など、マイクロチップを事前に装着・情報登録をしていることで、再会できる可能性が高まります。犬や猫の体調等を鑑みつつ、ぜひご検討ください。



犬の登録・狂犬病予防注射がお済みでない方へ

狂犬病予防法により、生後91日以上犬の所有者は、登録をすることが義務付けられています。犬の登録時に交付する「鑑札」は、市外への転出等がない限り生涯に一度の交付となりますので、なくさないよう注意してください。

なお、「改正動物愛護管理法」によるマイクロチップの装



着・登録と狂犬病予防法に基づき犬の登録とは異なります。マイクロチップを装着した犬を飼われた場合や所有者情報に変更が生じた場合であっても、たつの市役所・各総合支所での手続きをお願いいたします。

また、生後91以上の犬の所有者は、毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。

予防注射を怠った場合には20万円以下の罰金となる場合があります。もし、未接種の犬が咬傷事故などを起こした場合、飼い主の責任が問われますので、室内犬・屋外犬に関わらず、年に一度の予防注射をお願いします。

なお、予防注射を受けた際には、必ず「狂犬病予防注射済票」の交付を受けてください。

鑑札、注射済票は、迷い犬の飼い主を探す手掛かりとなりますので、必ず首輪等につけておきましょう。



犬の登録・狂犬病予防注射に関するお問い合わせ

たつの市役所 環境課
☎64・3150